

ID: 89

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	高根沢町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第5条		
例規番号	昭和51年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(助成)</p> <p>第5条 町長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を助成する。</p> <p>(1) 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額</p> <p>(2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等(薬局を除く。)の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額(その額が500円を超える場合は、500円)の合計額</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日